



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月2日（金） 第10105号

目次

ページ

規 則

- 二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部を改正する規則（グリーンイノベーション推進課） 2

告 示

- 解除予定保安林（森林保全課） 3
- 同 3
- 農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更（農業構造政策課） 3

公 告

- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 3
- 同 5
- 同 5
- 同 6
- 土地改良区役員の退任の届出（同） 7

落 札

- 落札者等の決定（警察本部会計課） 7

正 誤

- 令和5年3月31日群馬県人事委員会規則第7号（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則） 8

■ 規則

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月二日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四十九号

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部を改正する規則

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例施行規則（令和四年群馬県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に、

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第三十四条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、「以下同じ」を削り、同条第二号から第九号までの規定中「以下同じ」を削る。

第三十六条第一項中「第百四十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に改め、同条第二項中「次の各号」を「第三十四条各号」に、「それぞれ当該各号に定めるもの」を「エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成十八年経済産業省告示第二百五十八号）で定める様式」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 沼田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び沼田市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 吾妻郡嬭恋村大字鎌原字大カインコ1531の1187から1531の1192まで
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

◎群馬県告示第165号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項に規定する農村地域への産業の導入に関する基本計画を令和5年6月2日付けで変更したので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

「次のとおり」は省略し、その基本計画を群馬県農政部農業構造政策課、各農業事務所農業振興課及び県民センターにおいて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
長野堰	理 事	再 任	関根友次	高崎市下佐野町1133番地
	同	同	静野孝行	同 上小埜町1049番地5
	同	同	倉林良行	同 下大類町810番地
	同	新 任	竹本成一	同 飯塚町720番地2
	同	同	佐藤正秀	同 中居町四丁目19番地2
	同	同	中島英明	同 上並榎町852番地
	同	同	中島利久	同 我峰町31番地4
	同	同	長井徹雄	同 上大類町1145番地
	同	同	天田重雄	同 南大類町1577番地
	同	同	伊澤和男	同 矢中町964番地2
	同	同	金井照明	同 綿貫町乙1618番地1
	同	同	須永和昭	同 倉賀野町87番地
	同	退 任	井田登代二	同 飯塚町674番地
	同	同	吉井宏之	同 上中居町196番地
	同	同	金井正心	同 下小埜町1005番地
	同	同	宮田賢治	同 我峰町194番地
	同	同	関伸一	同 宿大類町1346番地
	同	同	吉井一二	同 柴崎町1053番地
	同	同	木村隆	同 矢中町344番地
	同	同	野尻浩	同 綿貫町182番地
	同	同	大山善弘	同 倉賀野町1984番地
	監 事	再 任	赤石祐一郎	同 下佐野町882番地1
	同	新 任	悴田良彦	同 筑縄町44番地3
	同	同	高井秋雄	同 中大類町760番地1
	同	同	小池一正	同 綿貫町639番地
	同	退 任	高橋明廣	同 下佐野町300番地1
	同	同	荻原武	同 筑縄町36番地1
	同	同	五十嵐勇	同 東中里町235番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
馬庭堰	理 事	再 任	佐藤正司	高崎市吉井町小暮607番地
	同	新 任	岡野澄雄	同 吉井町岩井683番地
	同	同	新井猛	同 同 758番地
	同	同	渡辺郁夫	同 吉井町小暮49番地
	同	同	新井浩徳	同 吉井町馬庭67番地
	同	同	山田正行	同 同 235番地
	同	同	町田孝	同 同 241番地
	同	同	松井淳夏	同 同 790番地
	同	退 任	諸岡和夫	同 吉井町岩井629番地1
	同	同	澁澤満男	同 吉井町小暮691番地
	同	同	浅野秀夫	同 吉井町馬庭17番地
	同	同	武井和行	同 同 64番地
	同	同	江原邦夫	同 同 284番地
	同	同	樋口雅彦	同 同 832番地
	監 事	再 任	上原政幸	同 山名町1107番地
	同	新 任	山崎光雄	同 吉井町岩井518番地
	同	同	安藤淳一	同 吉井町小暮231番地
	同	同	松本淳一	同 吉井町馬庭6番地1
	同	退 任	三宿尋	同 吉井町岩井775番地
同	同	竹内和巳	同 吉井町馬庭105番地1	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
保美溜池	理 事	再 任	柴崎時雄	藤岡市保美128番地1
	同	同	矢内敏雄	同 同 143番地2
	同	同	市山養仁	同 同 147番地2
	同	同	川村房賢	同 同 687番地1
	同	新 任	柳井秀文	同 同 379番地
	同	同	上野貴行	同 同 1461番地
	同	退 任	眞下基	同 同 215番地1
	同	同	柳井洋	同 同 329番地
	監 事	再 任	眞下篤夫	同 同 250番地
	同	新 任	生方藤雄	同 同 乙289番地
	同	同	柳井啓二	同 同 307番地
	同	退 任	柳井博一	同 同 326番地
	同	同	上野和夫	同 同 1480番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
細野原	理 事	再 任	武井稔	安中市松井田町土塩甲289番地
	同	同	西川裕司	同 同 甲1611番地1
	同	同	渡辺守正	同 松井田町新井564番地
	同	同	金井登美雄	同 松井田町上増田甲262番地
	同	同	上原亮	同 同 336番地1
	同	同	上原建男	同 同 2747番地
	同	同	上原尚	同 同 3052番地1
	同	同	金井稔	同 同 3260番地

同	新任	黛典周	同 松井田町土塩甲416番地1
同	同	萩原裕也	同 同 甲507番地
同	同	岩井正直	同 同 624番地
同	同	萩原美喜夫	同 松井田町新井444番地1
同	同	黛英一	同 松井田町上増田1418番地
同	同	上原嘉春	同 同 3667番地4
同	同	吉田力	同 同 3734番地3
同	退任	萩原健二	同 松井田町土塩503番地
同	同	岩井一美	同 同 581番地1
同	同	上原隆	同 同 1014番地6
同	同	上原禎久	同 松井田町新井443番地2
同	同	武井茂雄	同 同 675番地
同	同	湯本勝彦	同 松井田町上増田1675番地1
同	同	萩原直行	同 同 2767番地
同	同	吉田広志	同 同 3478番地
監事	再任	吉田辰夫	同 同 3734番地3
同	新任	小金沢実	同 松井田町新井801番地
同	同	坂本龍二	同 同 876番地3
同	同	須藤勝巳	同 松井田町上増田2811番地
同	退任	上原勝利	同 松井田町新井352番地1

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年6月2日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
嬭恋	理 事	退 任	土屋幸雄	吾妻郡嬭恋村大字鎌原544番地

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年6月2日

群馬県警察本部長 小笠原 和美

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子計算機等賃借（G P - W A N 端末等） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年5月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社両毛システムズ 群馬県桐生市広沢町三丁目4025番地
- 5 落札金額 65,922,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和5年4月7日

■ 正 誤

○人事委員会規則正誤

令和5年3月31日群馬県人事委員会規則第7号（職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第12号	2	上欄	27～29	同環第三号及び第四号中「百分の百11」を「百分の九十七」と、「百分の百111」を「百分の百十七」に改める。	同環第三号中「百分の百11」を「百分の九十七」と、「百分の百111」を「百分の百十七」に改め、同環第四号中「百分の百11米糶」を「百分の九十七米糶」と、「百分の百111」を「百分の百十七」に改める。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111